



2026 年 8 月 3 日

各 位

会 社 名 伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 C O O 石 井 敬 太
(コード番号 8 0 0 1 プライム市場)
問合せ先 I R 部 長 原 田 和 典
(T E L . 0 3 - 3 4 9 7 - 7 2 9 5)

自己株式の取得並びに自己株式の公開買付け及び市場買付けに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項並びにその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）及び市場買付けを行うことを決議しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

I. 自己株式取得に係る事項

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、2026 年 5 月 1 日付「2025 年度 決算実績 2026 年度 経営計画 説明資料」において、2027 年 3 月期において 3,000 億円以上の自己株式取得を行う予定である旨を公表しておりましたが、本日、総額 3,000 億円を上限とする自己株式の取得を決議いたしました。

また、当社は、そのうち、1,500 億円を上限として、下記「II. 自己株式の公開買付け」に記載の本公開買付けによって自己株式の取得を行うこと、及び 3,000 億円から本公開買付けで取得した自己株式の取得価額の総額を控除した金額を上限として、本公開買付けの買付け等の期間（以下「本公開買付け期間」といいます。）終了後に、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における市場買付けによる自己株式の取得を実施することを決議しております。

2. 取得に係る事項の内容

- | | | |
|----------------|---|---|
| (1) 取得対象株式の種類 | : | 当社普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | : | 1 億 9,000 万株を上限とする
(発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合約 2.7%) |
| (3) 取得し得る株式の総額 | : | 3,000 億円を上限とする |
| (4) 取得期間 | : | 2026 年 8 月 4 日～2027 年 1 月 29 日 |
| (5) 取得方法 | : | 取得し得る株式の総額のうち 1,500 億円（上限）については、
本公開買付けによる取得に充てることを予定しております。取得し得る株式の総額のうち、本公開買付けで取得した自己株式の取得価額の総額を控除した金額については、本公開買付け期間終了後、東京証券取引所における市場買付けの方法による取得に充てることを予定しております。 |

Ⅱ．自己株式の公開買付け

1．買付け等の目的

当社は、経営方針「The Brand-new Deal ～利は川下にあり～」において、投資を通じた着実な収益成長に加え、企業ブランド価値の向上、株主還元拡大の3本柱で、企業価値の持続的な向上を目指す旨を公表しており、株主還元方針として総還元性向40%以上及び累進配当を掲げております。

株主還元のうち剰余金の配当については、中間配当と期末配当の年2回行うこととし、中間配当については取締役会が、期末配当については株主総会が、それぞれこれらの剰余金の配当の決定機関となっているところ、2026年3月期には、1株当たり42円（中間配当：20円（注1）、期末配当：22円）の配当を実施しております。また、自己株式取得については、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。なお、過去5年間に於いて、当社は、当該定款の規定に基づき、東京証券取引所における市場買付け及び立会外取引の方法により、以下のとおり、当社普通株式に係る自己株式の取得を実施しております。

公表日 (取締役会決議日)	方法	取得期間	累計取得株式数 (注1)	累計取得価額の総額
2022年1月19日	市場買付け	2022年1月20日～ 2022年3月24日	15,757,200株 (78,786,000株)	59,999,698,600円
2022年10月4日	市場買付け	2022年10月4日～ 2023年1月31日	8,611,700株 (43,058,500株)	34,999,592,000円
2023年2月3日	市場買付け及び 立会外取引	2023年2月6日～ 2023年3月24日	6,169,600株 (30,848,000株)	24,999,688,800円
2023年8月4日	市場買付け	2023年8月7日～ 2023年9月22日	4,459,000株 (22,295,000株)	24,999,933,100円
2023年11月6日	市場買付け	2023年11月7日～ 2024年2月29日	12,095,000株 (60,475,000株)	74,999,739,200円
2024年8月5日	市場買付け	2024年8月6日～ 2025年1月14日	19,895,800株 (99,479,000株)	149,999,461,800円
2025年5月2日	市場買付け	2025年5月7日～ 2025年12月16日	18,371,700株 (91,858,500株)	149,999,980,400円
2026年2月6日	市場買付け	2026年2月9日～ 2026年3月24日	9,503,800株	19,999,850,300円

（注1）当社は、2026年1月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。上記の2026年3月期の中間配当の額及び上表「累計取得株式数」における括弧内の数値は、当該分割の効果を反映した数値です。

さらに、当社は、2026年5月1日付「2025年度 決算実績 2026年度 経営計画 説明資料」において、2027年3月期には3,000億円以上の自己株式取得を行う予定である旨を公表しております。

当社は、2027年3月期に予定している3,000億円以上の自己株式取得の実現に向けて、その具体的な手法についても検討しており、2026年5月中旬に、①全ての株主に一定の検討期間を提供した上で市場株価の動向を踏まえて自己株式取得に応じるか否かを判断する機会を付与できる点、②法令等に従った公開買付けの手続に従って買い付けることで取引の透明性を担保できる点、③市場外の取引であり当社

普通株式の市場における流動性に比較的影響を及ぼしにくい点、また、④市場株価から一定のディスカウントを行った価格での買付けが実現できる点等を踏まえると、仮に公開買付けの方法によることができれば、当社にとって合理的な施策となると考えたため、予定している自己株式取得のうち1,500億円程度は公開買付けの方法によって実現したいと考えるに至りました。また、自己株式の公開買付けの実現のためには、当該公開買付けに応募する株主の存在が不可欠であるところ、当社には当社普通株式を政策保有株式として保有する株主が複数存在するため、それらの株主の一部が応募に応じてくれば、当社が意図する自己株式の公開買付けも実現可能となると考えました。

この点、当社の株主となっている損害保険会社各社であれば、全社において、それぞれ、その保有する政策保有株式の縮減方針を掲げていることから、当社による自己株式の公開買付けに応募する株主となることに応諾いただける可能性があると考えました。具体的には、当社の株主のうち損害保険会社である三井住友海上火災保険株式会社(以下「三井住友海上」といいます。本日現在の所有株式数71,400,000株、所有割合(注2):1.02%)、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(以下「あいおいニッセイ同和」といいます。本日現在の所有株式数78,445,585株、所有割合:1.12%)、損害保険ジャパン株式会社(以下「損害保険ジャパン」といいます。本日現在の所有株式数68,146,855株、所有割合:0.97%)及び東京海上日動火災保険株式会社(以下「東京海上日動」といいます。本日現在の所有株式数59,494,920株、所有割合:0.85%。三井住友海上、あいおいニッセイ同和及び損害保険ジャパンとあわせて「応募予定株主」と総称します。)に対して、当社による自己株式の公開買付けへの応募を提案することとしました。

(注2)「所有割合」とは、当社が本日付で公表した「2027年3月期 第1四半期決算短信〔IFRS〕(連結)」(以下「本決算短信」といいます。)に記載の、2026年6月30日現在の発行済株式総数(7,924,447,520株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(931,394,253株)を控除した株式数(6,993,053,267株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。以下同じです。

本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)に関しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が市場の需給関係に基づいて形成される株価水準に即した機動的な買付けができることから金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場株価を基礎とすべきであると考え、さらに、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場株価に一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと考えました。

具体的なディスカウント率の水準については、近時の一定数の類似案件におけるディスカウント率の設定状況を把握するために、2022年1月1日以降に決議され、2026年3月31日までに公開買付けが終了した自己株式の公開買付けの事例のうち、市場株価対比でディスカウントを行った価格で実施された事例96件(以下「本参照事例」といいます。)を確認したところ、基礎となる株価に対するディスカウント率を10%とした事例が78件と最多であったものの、10%超とした事例も12件存在していることを踏まえて、資産の社外流出を最小化し、また、本公開買付期間中に市場株価が変動し、本公開買付価格を下回ってしまう状態が生じる可能性を最小化すべく、ディスカウント率を15%とするよう提案することとしました。また、本公開買付価格の算定に用いるディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場株価についても、同じく、資産の社外流出を最小化し、本公開買付期間中に市場株価が変動し、本公開買付価格を下回ってしまう状態が生じる可能性を低減すべく、東京証券取引所プライム市場における、本公開買付けを決議する取締役会の開催日として予定している2026年8月3日の前営業日である2026年7月31日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値、同日

までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格を基準とするよう提案することとしました。

以上の検討を経て、当社は、2026年5月下旬から6月上旬にかけて、応募予定株主に対して、応募予定株主が所有する当社普通株式の一部を、本公開買付けを通じて当社が取得したい旨を伝えるとともに、本公開買付け価格は、本公開買付けを決議する取締役会の開催日の前営業日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値、同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格に対して15%のディスカウントを行った価格とすることを提案いたしました。具体的には、あいおいニッセイ同和に対しては2026年5月27日、三井住友海上に対しては2026年5月28日、損害保険ジャパンに対しては2026年6月1日、東京海上日動に対しては2026年6月3日に上記提案を行いました。

その後、当社は、2026年6月9日、三井住友海上より、同社が過去に応募した自己株式の公開買付け事例を含む多くの事例で10%というディスカウント率が一般的な水準として採用されているとの認識のもと、ディスカウント率を10%とするのであれば応募することは可能である旨の回答を得ました。また、当社は、2026年6月10日、あいおいニッセイ同和からも、ディスカウント率を同種事例において一般的に採用されている水準である10%とするのであれば応募することは可能である旨の回答を得ました。さらに、当社は、2026年6月11日、損害保険ジャパンからも、同様の理由によりディスカウント率を10%とするのであれば応募することは可能である旨の回答を得ました。これを受けて、当社は、ディスカウント率を10%超として本公開買付けを実現するのは困難であると考えたことから、2026年6月17日、東京海上日動に対しては、仮にディスカウント率を10%とした場合の応募の可否を確認したところ、同社からは、ディスカウント率を10%とするのであれば応募することは可能である旨の回答を受け、加えて、本公開買付け価格の算定に用いるディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場株価は、本公開買付けを決議する当社の取締役会の開催日の前営業日の当社普通株式の終値としてほしいとの提案を受けました。

これらの応募予定株主からの要望を受けて、当社は、10%というディスカウント率の妥当性について検討したところ、本参照事例のうちに、基礎となる株価に対するディスカウント率を10%とした事例が78件と最多であることを踏まえれば、10%というディスカウント率は受入可能な合理的な水準であると判断しました。また、当社は、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場株価についても、当社の市場株価については平均株価を採用することで排除すべき一時的な株価変動等の特殊要因は認められず、むしろ直近の市場株価の方が当社の企業価値をより適切に反映した客観性及び合理性がある価格であると考えられたこと、また、本公開買付け期間中に市場株価が変動し、本公開買付け価格を下回ってしまう状態が生じる可能性を低減すべく、本公開買付け価格を直近の市場株価対比でディスカウントした水準とする必要性という観点からも特段の問題は生じないと考えたことから、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場株価を、本公開買付けを決議する当社の取締役会の開催日の前営業日の当社普通株式の終値とすることについても受入可能と判断いたしました。

そこで、当社は、2026年6月22日、東京海上日動に対して、ディスカウント率は10%とする旨を伝えるとともに、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場株価を、本公開買付けを決議する当社の取締役会の開催日の前営業日の当社普通株式の終値とする点についても応諾する旨を伝達いたしました。さらに、当社は、2026年6月23日、三井住友海上、あいおいニッセイ同和及び損害保険ジャパンに対しても、それぞれ同様の意向を伝え、各社より、かかるディスカウント率及びディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場株価について受入可能である旨の確認を得ました。

また、当社は、応募予定株主との間でディスカウント率及びディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場株価の考え方についての交渉を行うことと並行して、各応募予定株主から応募を受け付ける当社普通株式の数についても検討しました。その結果、本公開買付けを通じて1,500億円程度の自己株式

取得を実現するとの当社側の計画と各応募予定株主が 2027 年 3 月期において予定しているであろう当社普通株式の売却規模の見込みを踏まえて、それぞれ、三井住友海上からは 406 億円相当、あいおいニッセイ同和からは 446 億円相当、損害保険ジャパンからは 310 億円相当、東京海上日動からは 338 億円相当の応募を受け付けることとし、また、最終的な応募株式数は各応募金額を本公開買付価格で除した数（1 単元未満の株数は切り捨て）の合計とするのが合理的と考えるに至りました。そこで、当社は、2026 年 6 月 23 日、応募予定株主に対して、当社として希望する各応募金額と最終的な応募株式数の算定方法を伝えました。これに対して、三井住友海上からは、同日に、当社の提案に応諾する旨の回答を得ました。また、あいおいニッセイ同和からは、同日に、当社の提案に応諾する旨の意向が示されました。その後、損害保険ジャパンからは、2026 年 6 月 24 日、総額 310 億円（但し、応募株数の上限を 20,440,000 株とする。）の応募に応諾する旨、東京海上日動からは、2026 年 6 月 25 日、総額 338 億円（但し、応募株数の上限を 24,000,000 株とする。）の応募に応諾する旨の回答を得ました。

その後、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日である 2026 年 7 月 31 日において、同日の当社普通株式の終値が 2,014.0 円であったことから、本公開買付価格が当該終値に対して 10% のディスカウントを行った価格である 1,813 円（円未満を四捨五入。以下、本公開買付価格の計算において同じとします。）で確定したことを受けて、各応募予定株主から応募を受け付ける当社普通株式の数については、三井住友海上については 22,393,800 株（所有割合：0.32%）、あいおいニッセイ同和については 24,600,100 株（所有割合：0.35%）、損害保険ジャパンについては 17,098,700 株（所有割合：0.24%）、東京海上日動については 18,643,100 株（所有割合：0.27%）となりました（応募予定株主が応募する予定の当社普通株式は、合計で 82,735,700 株（所有割合：1.18%）であり、以下「本応募予定株式」といいます。）。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、本日開催の取締役会において、(i) 会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと及びかかる自己株式の取得の一環として本公開買付けを実施すること、(ii) 本公開買付価格を、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日である 2026 年 7 月 31 日の当社普通株式の終値 (2,014.0 円) に対して 10% のディスカウントを行った価格である 1,813 円とすること、並びに (iii) 本公開買付けにおける買付予定数については、本応募予定株式である 82,735,700 株（所有割合：1.18%）とすることを決議いたしました。

なお、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の上限を上回った場合には、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとして、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 21 条に規定するあん分比例の方式による買付けとなることから、その場合には、当社は本応募予定株式のうちの一部を取得し、残りの本応募予定株式は買い付けられないこととなります。当社は、応募予定株主より、当該残存する当社普通株式の処分等の方針については、今後の当社との継続協議の中で確定させていく旨の回答を受けております。

本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定です。本決算短信に記載の 2026 年 6 月 30 日現在の当社の手元流動性（現金及び現金同等物）は 673,419 百万円、手元流動性比率（注 3）は 0.5 月となっておりますが、既存のコミットメントライン契約により本公開買付けに充当する自己資金以上の額の資金調達が可能にある状態にあること、また、今後も事業から生み出されるキャッシュ・フロー（2026 年 3 月期における当社連結ベースの営業活動による連結キャッシュ・フローは 1,131,837 百万円）が一定程度蓄積されると見込まれることから、自己資金を充当した後も今後の事業運営並びに財務の健全性及び安定性を維持できると考えております。

(注3) 本決算短信に記載された2026年6月30日現在における当社の連結ベースの手元流動性を、本決算短信から計算される2027年3月期第1四半期の1ヶ月当たりの連結ベースの収益(2027年3月期第1四半期の連結収益を3で除した数)で除した値(小数点以下第二位を四捨五入)をいいます。

上記に加えて、当社は、2026年5月1日付「2025年度 決算実績 2026年度 経営計画 説明資料」にて公表した2027年3月期における3,000億円以上の自己株式取得の実施に向け、取得価額の総額を3,000億円(上限)、取得する株式の総数を1億9,000万株(上限)、自己株式を取得する期間を2026年8月4日から2027年1月29日までとして、当社普通株式の取得を実施することを決議(いわゆる自己株式の取得枠の決議)しており、今後、上記取締役会において自己株式の取得枠として決議した3,000億円のうち本公開買付けで取得した自己株式の取得価額の総額を控除した金額を上限として、市場買付けにより自己株式の取得を行う予定です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

株券等の種類	総 数	取得価額の総額
普通株式	190,000,000株(上限)	300,000,000,000円(上限)

(注1) 取得する株式の総数の発行済株式総数(7,924,447,520株)に占める割合は、2.40%(小数点以下第三位を四捨五入)です。

(注2) 取得する株式の総数は、取締役会において決議された取得し得る株式の総数の上限株数です。

(注3) 取得価額の総額は、取締役会において決議された取得し得る株式の総額の上限金額です。

(注4) 取得することができる期間は2026年8月4日(火曜日)から2027年1月29日(金曜日)までです。

(注5) 当社は、取得価額の総額のうち、本公開買付けに基づいて取得されなかった分については、本公開買付け期間終了後、東京証券取引所プライム市場において市場買付けを実施することを決議しております。

(注6) 市場環境等により、一部の取得が行われない可能性もあります。

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等
該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議日	2026年8月3日（月曜日）
② 公開買付開始公告日	2026年8月4日（火曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/ ）
③ 公開買付届出書提出日	2026年8月4日（火曜日）
④ 買付け等の期間	2026年8月4日（火曜日）から 2026年9月1日（火曜日）まで（20営業日）

(2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,813円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格に関しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が市場の需給関係に基づいて形成される株価水準に即した機動的な買付けができることから金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場株価を基礎とすべきであると考え、さらに、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場株価に一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと考えました。

具体的なディスカウント率の水準については、近時の一定数の類似案件におけるディスカウント率の設定状況を把握するために、本参照事例を確認したところ、基礎となる株価に対するディスカウント率を10%とした事例が78件と最多であったものの、10%超とした事例も12件存在していることを踏まえて、資産の社外流出を最小化し、また、本公開買付期間中に市場株価が変動し、本公開買付価格を下回ってしまう状態が生じる可能性を最小化すべく、ディスカウント率を15%とするよう提案することとしました。また、本公開買付価格の算定に用いるディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場株価についても、同じく、資産の社外流出を最小化し、本公開買付期間中に市場株価が変動し、本公開買付価格を下回ってしまう状態が生じる可能性を低減すべく、東京証券取引所プライム市場における、本公開買付けを決議する取締役会の開催日として予定している2026年8月3日の前営業日である2026年7月31日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値、同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格を基準とするよう提案することとしました。

以上の検討を経て、当社は、2026年5月下旬から6月上旬にかけて、応募予定株主に対して、応募予定株主が所有する当社普通株式の一部を、本公開買付けを通じて当社が取得したい旨を伝えるとともに、本公開買付価格は、本公開買付けを決議する取締役会の開催日の前営業日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値、同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格に対して15%のディスカウントを行った価格とすることを提案いたしました。具体的には、あいおいニッセイ同和に対しては2026年5月27日、三井住友海上に対しては2026年5月28日、損害保険ジャパンに対しては2026年6月1日、東

京海上日動に対しては 2026 年 6 月 3 日に上記提案を行いました。

その後、当社は、2026 年 6 月 9 日、三井住友海上より、同社が過去に応募した自己株式の公開買付け事例を含む多くの事例で 10%というディスカウント率が一般的な水準として採用されているとの認識のもと、ディスカウント率を 10%とするのであれば応募することは可能である旨の回答を得ました。また、当社は、2026 年 6 月 10 日、あいおいニッセイ同和からも、ディスカウント率を同種事例において一般的に採用されている水準である 10%とするのであれば応募することは可能である旨の回答を得ました。さらに、当社は、2026 年 6 月 11 日、損害保険ジャパンからも、同様の理由によりディスカウント率を 10%とするのであれば応募することは可能である旨の回答を得ました。これを受けて、当社は、ディスカウント率を 10%超として本公開買付けを実現するのは困難であると考えたことから、2026 年 6 月 17 日、東京海上日動に対しては、仮にディスカウント率を 10%とした場合の応募の可否を確認したところ、同社からは、ディスカウント率を 10%とするのであれば応募することは可能である旨の回答を受け、加えて、本公開買付け価格の算定に用いるディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場株価は、本公開買付けを決議する当社の取締役会の開催日の前営業日の当社普通株式の終値としてほしいとの提案を受けました。

これらの応募予定株主からの要望を受けて、当社は、10%というディスカウント率の妥当性について検討したところ、本参照事例のうちに、基礎となる株価に対するディスカウント率を 10%とした事例が 78 件と最多であることを踏まえれば、10%というディスカウント率は受入可能な合理的な水準であると判断しました。また、当社は、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場株価についても、当社の市場株価については平均株価を採用することで排除すべき一時的な株価変動等の特殊要因は認められず、むしろ直近の市場株価の方が当社の企業価値をより適切に反映した客観性及び合理性がある価格であると考えられたこと、また、本公開買付け期間中に市場株価が変動し、本公開買付け価格を下回ってしまう状態が生じる可能性を低減すべく、本公開買付け価格を直近の市場株価対比でディスカウントした水準とする必要性という観点からも特段の問題は生じないと考えたことから、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場株価を、本公開買付けを決議する当社の取締役会の開催日の前営業日の当社普通株式の終値とすることについても受入可能と判断いたしました。

そこで、当社は、2026 年 6 月 22 日、東京海上日動に対して、ディスカウント率は 10%とする旨を伝えるとともに、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場株価を、本公開買付けを決議する当社の取締役会の開催日の前営業日の当社普通株式の終値とする点についても応諾する旨を伝達いたしました。さらに、当社は、2026 年 6 月 23 日、三井住友海上、あいおいニッセイ同和及び損害保険ジャパンに対しても、それぞれ同様の意向を伝え、各社より、かかるディスカウント率及びディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場株価について受入可能である旨の確認を得ました。

また、当社は、応募予定株主との間でディスカウント率及びディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場株価の考え方についての交渉を行うことと並行して、各応募予定株主から応募を受け付ける当社普通株式の数についても検討しました。その結果、本公開買付けを通じて 1,500 億円程度の自己株式取得を実現するとの当社側の計画と各応募予定株主が 2027 年 3 月期において予定しているであろう当社普通株式の売却規模の見込みを踏まえて、それぞれ、三井住友海上からは 406 億円相当、あいおいニッセイ同和からは 446 億円相当、損害保険ジャパンからは 310 億円相当、東京海上日動からは 338 億円相当の応募を受け付けることとし、また、最終的な応募株式数は各応募金額を本公開買付け価格で除した数(1 単位未満の株数は切り捨て)の合計とするのが合理的と考えるに至りました。そこで、当社は、2026 年 6 月 23 日、応募予定

株主に対して、当社として希望する各応募金額と最終的な応募株式数の算定方法を伝えました。これに対して、三井住友海上からは、同日に、当社の提案に応諾する旨の回答を得ました。また、あいおいニッセイ同和からは、同日に、当社の提案に応諾する旨の意向が示されました。その後、損害保険ジャパンからは、2026年6月24日、総額310億円（但し、応募株数の上限を20,440,000株とする。）の応募に応諾する旨、東京海上日動からは、2026年6月25日、総額338億円（但し、応募株数の上限を24,000,000株とする。）の応募に応諾する旨の回答を得ました。

その後、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日である2026年7月31日において、同日の当社普通株式の終値が2,014.0円であったことから、本公開買付け価格が当該終値に対して10%のディスカウントを行った価格である1,813円で確定したことを受けて、各応募予定株主から応募を受け付ける当社普通株式の数については、三井住友海上については22,393,800株（所有割合：0.32%）、あいおいニッセイ同和については24,600,100株（所有割合：0.35%）、損害保険ジャパンについては17,098,700株（所有割合：0.24%）、東京海上日動については18,643,100株（所有割合：0.27%）となりました（応募予定株主が応募する予定の当社普通株式は、合計で82,735,700株（所有割合：1.18%）です。）。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、本日開催の取締役会において、(i)会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと及びかかる自己株式の取得の一環として本公開買付けを実施すること、(ii)本公開買付け価格を、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日である2026年7月31日の当社普通株式の終値（2,014.0円）に対して10%のディスカウントを行った価格である1,813円とすること、並びに(iii)本公開買付けにおける買付予定数については、本応募予定株式である82,735,700株（所有割合：1.18%）とすることを決議いたしました。

なお、本公開買付け価格である1,813円は、本公開買付け実施に係る取締役会決議日の前営業日である2026年7月31日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値2,014.0円から9.98%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じとします。）、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,933円（円未満を四捨五入。以下、単純平均値の計算において同じとします。）から6.21%、同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,919円から5.52%、同日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,992円から8.99%を、それぞれディスカウントした金額になります。

② 算定の経緯

上記「①算定の基礎」記載の検討を踏まえ、当社は、2026年5月下旬から6月上旬にかけて、応募予定株主に対して、応募予定株主が所有する当社普通株式の一部を、本公開買付けを通じて当社が取得したい旨を伝えるとともに、本公開買付け価格は、本公開買付けを決議する取締役会の開催日の前営業日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値、同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格に対して15%のディスカウントを行った価格とすることを提案いたしました。具体的には、あいおいニッセイ同和に対しては2026年5月27日、三井住友海上に対しては2026年5月28日、損害保険ジャパンに対しては2026年6月1日、東京海上日動に対しては2026年6月3日に上記提案を行いました。

その後、当社は、2026年6月9日、三井住友海上より、同社が過去に応募した自己株式の公開買付け事例を含む多くの事例で10%というディスカウント率が一般的な水準として採用されているとの認識のもと、ディスカウント率を10%とするのであれば応募することは可能である旨

の回答を得ました。また、当社は、2026年6月10日、あいおいニッセイ同和からも、ディスカウント率を同種事例において一般的に採用されている水準である10%とするのであれば応募することは可能である旨の回答を得ました。さらに、当社は、2026年6月11日、損害保険ジャパンからも、同様の理由によりディスカウント率を10%とするのであれば応募することは可能である旨の回答を得ました。これを受けて、当社は、ディスカウント率を10%超として本公開買付けを実現するのは困難であると考えたことから、2026年6月17日、東京海上日動に対しては、仮にディスカウント率を10%とした場合の応募の可否を確認したところ、同社からは、ディスカウント率を10%とするのであれば応募することは可能である旨の回答を受け、加えて、本公開買付け価格の算定に用いるディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場株価は、本公開買付けを決議する当社の取締役会の開催日の前営業日の当社普通株式の終値としてほしいとの提案を受けました。

これらの応募予定株主からの要望を受けて、当社は、10%というディスカウント率の妥当性について検討したところ、本参照事例のうちに、基礎となる株価に対するディスカウント率を10%とした事例が78件と最多であることを踏まえれば、10%というディスカウント率は受入可能な合理的な水準であると判断しました。また、当社は、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場株価についても、当社の市場株価については平均株価を採用することで排除すべき一時的な株価変動等の特殊要因は認められず、むしろ直近の市場株価の方が当社の企業価値をより適切に反映した客観性及び合理性がある価格であると考えられたこと、また、本公開買付け期間中に市場株価が変動し、本公開買付け価格を下回ってしまう状態が生じる可能性を低減すべく、本公開買付け価格を直近の市場株価対比でディスカウントした水準とする必要性という観点からも特段の問題は生じないと考えたことから、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場株価を、本公開買付けを決議する当社の取締役会の開催日の前営業日の当社普通株式の終値とすることについても受入可能と判断いたしました。

そこで、当社は、2026年6月22日、東京海上日動に対して、ディスカウント率は10%とする旨を伝えるとともに、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場株価を、本公開買付けを決議する当社の取締役会の開催日の前営業日の当社普通株式の終値とする点についても応諾する旨を伝達いたしました。さらに、当社は、2026年6月23日、三井住友海上、あいおいニッセイ同和及び損害保険ジャパンに対しても、それぞれ同様の意向を伝え、各社より、かかるディスカウント率及びディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場株価について受入可能である旨の確認を得ました。

また、当社は、応募予定株主との間でディスカウント率及びディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場株価の考え方についての交渉を行うことと並行して、各応募予定株主から応募を受け付ける当社普通株式の数についても検討しました。その結果、本公開買付けを通じて1,500億円程度の自己株式取得を実現するとの当社側の計画と各応募予定株主が2027年3月期において予定しているであろう当社普通株式の売却規模の見込みを踏まえて、それぞれ、三井住友海上からは406億円相当、あいおいニッセイ同和からは446億円相当、損害保険ジャパンからは310億円相当、東京海上日動からは338億円相当の応募を受け付けることとし、また、最終的な応募株式数は各応募金額を本公開買付け価格で除した数(1単元未満の株数は切り捨て)の合計とするのが合理的と考えるに至りました。そこで、当社は、2026年6月23日、応募予定株主に対して、当社として希望する各応募金額と最終的な応募株式数の算定方法を伝えました。これに対して、三井住友海上からは、同日に、当社の提案に応諾する旨の回答を得ました。また、あいおいニッセイ同和からは、同日に、当社の提案に応諾する旨の意向が示されました。その後、損害保険ジャパンからは、2026年6月24日、総額310億円(但し、応募株数の上限を

20,440,000株とする。)の応募に応諾する旨、東京海上日動からは、2026年6月25日、総額338億円(但し、応募株数の上限を24,000,000株とする。)の応募に応諾する旨の回答を得ました。

その後、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日である2026年7月31日において、同日の当社普通株式の終値が2,014.0円であったことから、本公開買付け価格が当該終値に対して10%のディスカウントを行った価格である1,813円で確定したことを受けて、各応募予定株主から応募を受け付ける当社普通株式の数については、三井住友海上については22,393,800株(所有割合:0.32%)、あいおいニッセイ同和については24,600,100株(所有割合:0.35%)、損害保険ジャパンについては17,098,700株(所有割合:0.24%)、東京海上日動については18,643,100株(所有割合:0.27%)となりました(応募予定株主が応募する予定の当社普通株式は、合計で82,735,700株(所有割合:1.18%)です。)

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、本日開催の取締役会において、(i)会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと及びかかる自己株式の取得の一環として本公開買付けを実施すること、(ii)本公開買付け価格を、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日である2026年7月31日の当社普通株式の終値(2,014.0円)に対して10%のディスカウントを行った価格である1,813円とすること、並びに(iii)本公開買付けにおける買付予定数については、本応募予定株式である82,735,700株(所有割合:1.18%)とすることを決議いたしました。

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	82,735,700株	一株	82,735,700株

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数(82,735,700株)を超えないときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数(82,735,700株)を超えるとときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続に従い本公開買付け期間中に自己株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等に要する資金

金150,032,024,100円

(注) 買付予定数(82,735,700株)を全て買い付けた場合の買付代金(149,999,824,100円)に、買付手数料及びその他費用(本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付け説明書その他必要書類の印刷費用等の諸費用)の見積額を合計したものです。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

(公開買付代理人)

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 決済の開始日

2026 年 9 月 28 日（月曜日）

③ 決済の方法

本公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者である株主等（法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合は常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額（注）を控除した金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

（注）公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（イ）個人株主の場合

（i）応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額を配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として 20.315%（所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 117 号。その後の改正を含みます。）に基づく復興特別所得税（以下「復興特別所得税」といいます。）15.315%、住民税 5%）に相当する金額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税 5%は特別徴収されません）。ただし、租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号。その後の改正を含みます。）第 4 条の 6 の 2 第 38 項に規定する大口株主等（以下「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）に相当する金額が源泉徴収されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当所得とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号。その後の改正を含みます。）第 37 条の 14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が大和証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が大和証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

（ii）応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当所得とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(ロ) 法人株主の場合

みなし配当課税として、本公開買付価格が1株当たりの資本金等の額を超過する部分について、その差額に対して原則として15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）に相当する金額が源泉徴収されます。

なお、その配当等の支払に係る基準日において、当社の発行済株式等の総数の3分の1超を直接に保有する応募株主等（国内に本店又は主たる事務所を有する法人（内国法人）に限ります。）が、当社から支払いを受ける配当とみなされる金額については、所得税及び復興特別所得税が課されないものとされ、源泉徴収は行われないこととなります。

また、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、公開買付代理人に対して2026年9月1日までに租税条約に関する届出書等をご提出ください。

(7) その他

- ① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報又は書類（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

- ② 当社は、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、三井住友海上より22,393,800株（所有割合：0.32%）について、あいおいニッセイ同和より24,600,100株（所有割合：0.35%）について、損害保険ジャパンより17,098,700株（所有割合：0.24%）について、東京海上日動より18,643,100株（所有割合：0.27%）について、それぞれ本公開買付けに応募する旨の回答を得ております。

- ③ 当社は、本日付で本決算短信を公表しております。当該発表に基づく、当社の2027年3月期第1四半期決算短信の概要は以下のとおりです。なお、本決算短信に添付される四半期連結財務諸表につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。詳細につきましては、当該発表の内容をご参照ください。

2027年3月期 第1四半期決算短信〔I F R S〕(連結)の概要
(2026年4月1日～2026年6月30日)

(イ) 損益の状況 (連結)

会計期間	2027年3月期 (第1四半期連結累計期間)
収益	3,875,861 百万円
税引前四半期利益	369,999 百万円
当社株主に帰属する四半期純利益	293,763 百万円

(ロ) 1株当たりの状況 (連結)

会計期間	2027年3月期 (第1四半期連結累計期間)
基本的1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益	42.02 円

(ご参考) 2026年6月30日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く)	6,993,053,267 株
自己株式数	931,394,253 株

以 上